準 会 員 入 会 の 手 引

目　次

準会員の入会について …… 1

入会申込みに必要な提出書類 …… 2

入会に係る費用・振込先 …… 5

登録審査会開催日程一覧 …… 5

書類の提出先 …… 6

入会手続完了の確認方法 …… 6

入会後の会費 …… 6

申込書の作成方法 …… 7

付録（理由書及び勤務証明書様式）

日本公認会計士協会

準会員の入会について

実務補習、業務補助等の公認会計士登録要件を充足する前であっても、公認会計士試験に合格した者は、日本公認会計士協会の準会員になることができます。

準会員となるには、日本公認会計士協会に準会員入会申込書類を提出しなければなりません。

準会員入会申込書類が受理されると、申込書及び添付書類が完備しているかどうかを登録審査会で審査することとなっています。審査の結果、入会が認められた場合には、準会員登録名簿に登録され、申込者に対して、入会年月日及び準会員番号が通知されます。

≪準会員入会申込みのための留意事項≫

この手引は、平成18年以降の公認会計士試験に合格した者を対象としています。

旧公認会計士試験二次試験合格者で準会員の入会をご希望の方は、日本公認会計士協会　会員登録グループまで、メールにてお問い合わせください。 お問合せ先メールアドレス ： kaiin@jicpa.or.jp

書類の不足や記入漏れ、印の押し忘れ等の不備がないよう提出前に再度確認してください。書類に不備があると、入会処理に時間を要することになるので、注意してください。

（参考） 日本公認会計士協会会則　抜粋

（会員及び準会員）

第５条　本会は、公認会計士、外国公認会計士及び監査法人を会員とする。

２　本会は、次の者を準会員とする。

(1) 公認会計士及び外国公認会計士となる資格を有する者

(2) 会計士補

(3) 会計士補となる資格を有する者

(4) 公認会計士試験に合格した者（第１号に該当する者を除く。）

(5) 特定社員

（登録審査会の設置及び職務）

第37条　本会に、登録審査会を置く。

２　登録審査会は、第29条第１項の規定による名簿への登録、第30条の規定による変更の登録及び当該申請をしない会員又は準会員の取扱い並びに第32条第１項の規定による登録の抹消に関し必要な審査を行うものとする。

３　前項に規定するもののほか、登録審査会は、会員又は準会員の登録又は入会に関し必要な審査を行うものとする。

（準会員の入会）

第12条　第５条第２項各号（第５号を除く。）に掲げる者は、準会員として入会することができる。

２　前項の規定により本会に入会しようとする者は、**細則**で定めるところにより、入会申込書を本会に提出しなければならない。

（P.25～参照。）

個人情報保護方針

◆協会における個人情報保護方針及び利用目的等については右QRコードをご覧ください。

入会申込みに必要な提出書類

A4サイズに統一（A4サイズでない書類は、A4の白紙に貼付）し、以下の順番に揃えて提出してください。
※③の写真は、指定された書類に貼付してください。
それぞれの書類等については、下表の「目次」欄のページを確認してください。

①②⑦⑨　**P.7からの「申込書の作成方法」を参照してウェブ上で必要事項を入力し、PDFファイルを作成して、印刷してください。**

⑤　**外国籍の方は、添付不要です。※ただし、**P.3⑤の【留意事項】をご確認ください。

書類等名称	必要部数		目次
① 準会員入会申込書（1/3ページ、2/3ページ）	1部	③の写真を貼付。	2
② 履歴書（3/3ページ）	1部		2
③ 写真	1枚	①の準会員入会申込書に貼付すること。	3
④ 公認会計士試験合格証書の写し※	1部		3
⑤ 身分（身元）証明書(原本) 本籍地の市区町村長発行のもの	1部	**協会受付日前3か月以内**に発行されたもの。	3
⑥ 住民票(原本)	1部	**協会受付日前3か月以内**に発行されたもの。 マイナンバーの記載が**ない**もの。	3
⑦ 宣誓書	1部	内容を確認し、本人が署名すること。	3
⑧ 勤務証明書（原本又は写し）	1部	①の「勤務先等」欄で、公認会計士等の事務所、監査法人、会社等に勤務するときのいずれかに入力した場合、**添付が必要**。 **協会受付日前3か月以内**に発行されたもの。	4
⑨ 準会員入会等に係る本人の連絡先	1部		4
⑩ 入会金振込控え	1部	銀行振込明細書等のコピー。	4
⑪ 写真付き本人確認書類	1部	運転免許証、パスポート、学生証のコピー等。	4

※公認会計士試験合格証書に記載された氏名から変更がある場合、協会受付日前3か月以内に発行された戸籍謄本又は戸籍抄本の原本を必ず添付してください。

その他必要に応じて理由書、医師の診断書等を提出していただきます。P.4を参照してください。

① 準会員入会申込書（1/3ページ、2/3ページ）

申込書作成システムに必要事項を入力すると、PDFファイルが自動作成されます。
作成方法⇒P.7～。　作成例⇒P.19、P.20。　※印刷後の訂正⇒P.18。

② 履歴書（3/3ページ）

申込書作成システムに必要事項を入力すると、PDFファイルが自動作成されます。
作成方法⇒P.7～。　作成例⇒P.21。　※印刷後の訂正⇒P.18。

③ 写真

以下の点に留意して、**協会受付日前3か月以内**に撮影された写真を、
①の準会員入会申込書に貼付してください。

・背景は無地とし、本人のみが写っているもの
・大きさは縦4.5cm、横3.5cmとし、カラー・白黒いずれでも可
・上半身正面脱帽で頭部全体が確認できるもの

写りが不鮮明なもの、顔の部分が小さすぎる等本人であることの確認が困難なものについては、
差替えを求めることがあります。写真のコピー、普通紙やコピー紙に印刷されたものは認められません。

④ 公認会計士試験合格証書の写し

公認会計士・監査審査会会長名が記載された公認会計士試験合格証書のコピーを添付してください。
※公認会計士試験合格証書に記載された氏名から変更がある場合、協会受付日前3か月以内に発行された戸籍謄本又戸籍抄本の原本も添付してください。
※紛失した場合は、公認会計士・監査審査会のホームページを参照して、合格証明書の発行申請を行い、発行された合格証明書のコピーを添付してください。

（公認会計士・監査審査会ホームページ）
・免除証明書及び合格証明書等の発行申請の手続きについて
http://www.fsa.go.jp/cpaaob/kouninkaikeishi-shiken/syoumeisyo.html

⑤ 身分（身元）証明書(原本)

本籍地の市区町村長から「破産宣告又は破産手続開始決定の通知を受けていない」旨の証明を受けた身分証明書を添付してください。証明交付用紙は、市区町村所定の用紙を利用してください。
協会受付日前3か月以内に発行されたものの原本を添付してください(外国籍者は不要)。

【留意事項】
外国籍の方については、本会で破産手続開始決定の有無について照会を行うため、登録手続に時間がかかる場合があることを、ご承知ください。

⑥ 住民票(原本)

市区町村から発行された「住民票の写し」原本を指します。本人のみ記載、家族全部記載どちらも可です。ただし、家族全部記載の場合は、本人のページだけでなく、全てのページを提出してください。
協会受付日前3か月以内に発行された、かつ、**マイナンバーが入っていないもの**を添付してください。
マイナンバーの記載があるものは、受付ができませんので、全て返送いたします。
※外国籍の方は、**「国籍」の表示を省略しない**ようにしてください。
海外住所で登録申請を行う場合は、住民票の代わりに**「在留証明書」（原本）**を添付してください。

⑦ 宣誓書

申込書作成システムに必要事項を入力すると、PDFファイルが自動作成されます。
記載内容を**確認して、署名してください**。氏名は自動で印字されません。
作成方法⇒P.7～。作成例⇒P.22。 ※印刷後の訂正⇒P.18。公認会計士法⇒P.23～。

⑧ 勤務証明書

公認会計士等の事務所若しくは監査法人又は会社等に勤務する方は、勤務証明書を添付してください。
協会受付日前3か月以内に発行されたものを添付してください。
様式は、勤務先所定のもので結構です。所定の様式がない場合は、末尾付録の様式をご利用ください。

⑨ 準会員入会等に係る本人の連絡先

申込書作成システムに必要事項を入力すると、PDFファイルが自動作成されます。
自動作成された「準会員入会等に係る本人の連絡先」に印字されている「連絡先電話番号」が、平日の9時から17時までに連絡のつかない電話番号である場合、印刷した後に、携帯電話番号、メールアドレス等を加筆してください。

⑩ 入会金振込控え

P.5の「入会に係る費用・振込先」を参照して入会金を納付し、振込明細書等のコピーを同封してください。インターネットバンキングでお振込みの場合には、振込終了画面等、本会への送金が確認できる画面をプリントアウトして添付してください。
入会金等を多く振り込んでしまった場合、「備考」欄に、銀行名、支店名、口座種別、口座名義を記入してください。過入金があった場合は返金いたします。

⑪ 写真付き本人確認書類

運転免許証、パスポート、マイナンバーカードの表面、学生証等のコピーを添付してください。
顔写真がはっきりわかるようにコピーしてください。履歴書に貼付された写真と比較し、本人であることが明らかに確認できない場合、再送付を求めることとなるので、ご注意ください。
なお、写真付き本人確認書類をお持ちでない場合は、会員登録グループまで、メールにてご連絡ください（メールアドレスはP.28参照）。
マイナンバーカードの裏面（個人番号表示側）は絶対に添付しないでください。
添付された場合には、書類の受付ができませんので、書類一式を返送させていただきます。

◆その他必要に応じて提出する書類について

〇理由書、医師の診断書等

準会員入会申込書の受付日から**直近1年以内に職歴がなく、**学校教育法（昭和22年法律第26号）に定めのある**学校等に在学していない**場合（疾病その他心身の故障に起因し**休職**又は**休学**している場合を含む。）は、準会員の入会等に関する事務細則第4条第1項第1号に該当するかどうかを審査するために理由書を作成の上、提出してください。
ただし、**公認会計士試験の合格発表日から起算して1年を経過する日まで**の準会員入会申込の場合、**上記の理由書の提出は不要**となります。
しかし、**前述に記載の疾病その他心身の故障がある場合は、病名、病状の経過等を理由書に記載の上、提出してください。**その内容に応じ、医師の診断書等その事実を証する書面を求めることがございます。

〇戸籍謄本又は戸籍抄本（原本）

公認会計士試験合格証書に記載された氏名から変更がある場合、提出が必須です。
協会受付日前3か月以内に発行されたものの原本を添付してください。

入会に係る費用・振込先

入会金　1万円

日本公認会計士協会に納める費用です。銀行振込により納付してください。収入印紙、郵便小為替による納付は受け付けないので、ご留意ください。

■振込先（手数料各自負担）

銀行名	：	三菱UFJ銀行
支店名	：	市ヶ谷支店
口座種別	：	普通
口座番号	：	0098177
口座名義	：	ﾆﾎﾝｺｳﾆﾝｶｲｹｲｼｷｮｳｶｲ

※ご依頼人の氏名欄には、必ず「合格証書番号」＋「氏名」を入力してください。
万一、「合格証書番号」の入力を失念された場合はそのまま入会金振込控えをご提出ください。
必要に応じて当協会からご連絡させていただきます。

登録審査会開催日程一覧　※随時更新

登録審査会は毎月1回開催されます。締切日**必着**です。

≪2025年7月～2025年9月≫

申請書類締切日	登録審査会開催予定日
6月24日（火）	7月22日（火）
7月24日（木）	8月25日（月）
8月22日（金）	9月26日（金）

※締切日を過ぎて到着した場合は、翌月以降の登録審査会での審査となります。
余裕をもってのご提出をお願いいたします。

書類の提出先

下記の会員登録グループ宛に**簡易書留**で送付すること。

〒102-8264　　東京都千代田区九段南４－４－１　公認会計士会館
日本公認会計士協会　会員登録グループ

入会手続完了の確認方法

本会に準会員として入会された方には、登録審査会日から1週間ほどで通知書類を郵送いたします。

入会後の会費

本会に準会員として入会された方には、入会した月から、次のとおり会費をご負担していただきます。

１．普通会費　　月額　1,500円　（年額　18,000円）
２．地域会会費　　所属地域会により異なります。

会費は、年２回、６か月分をまとめて、４月と10月に本会から振込用紙を送付し、ご請求させていただきます。
ただし、新規入会の場合には、入会時期によって、第１回目のご請求時期が若干遅れることがあります。

(参考)地域会会費　　2023年度

地域会名	月額会費	年額会費	地域会名	月額会費	年額会費
北海道会	1,000円	12,000円	京滋会	1,000円	12,000円
東北会	1,000円	12,000円	近畿会	500円	6,000円
東京会	600円	7,200円	兵庫会	800円	9,600円
埼玉会	600円	7,200円	中国会	1,000円	12,000円
千葉会	600円	7,200円	四国会	1,000円	12,000円
神奈川県会	600円	7,200円	北部九州会	1,000円	12,000円
東海会	1,000円	12,000円	南九州会	1,000円	12,000円
北陸会	1,000円	12,000円	沖縄会	1,000円	12,000円

お問合せ先
TEL：0120-616-230
mail：　普通会費・地域会会費　support@sec.jicpa.or.jp

申込書の作成方法

1. 申込書作成システムにログインする

P.2～の「準会員入会申込に必要な提出書類」を確認し、必要な書類等を用意してから、「ID作成」ボタンを押下して申込書作成用ログインIDを作成し、申込書作成システムにログインします。

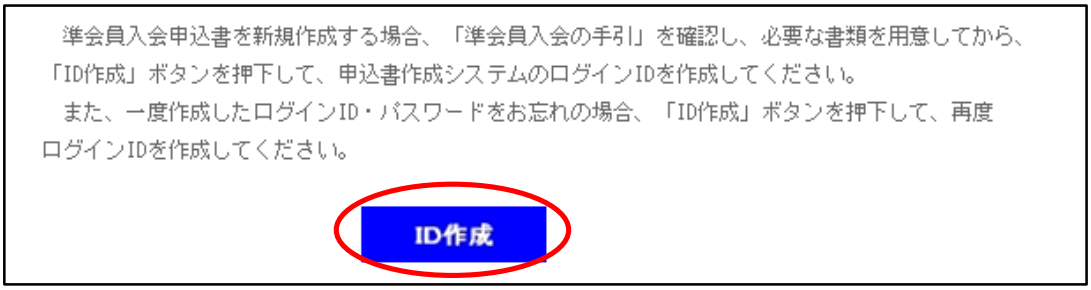

1.1 申込書作成システムログインID作成

氏名、合格した公認会計士試験の年度、財務局、受験番号、合格証書番号、生年月日を入力して「ログイン」ボタンを押してください。次の画面で申込書作成用ログインIDとパスワードが表示されます。

2. 申請書情報入力画面に入力する

2.1 基本情報を入力する

画面に表示されている注意事項を確認して、入力してください。

基本情報

氏(漢字)、名(漢字)は、身分(身元)証明書に記載されているとおりに入力してください。旧字体等の入力できない文字の場合には、「旧字体あり」にチェックをして略字で入力し、申込書を印刷した後で訂正してください。

氏(かな)*	にほん	名(かな)*	じろう
氏(漢字)*	日本	名(漢字)*	次郎
旧字体	□ 旧字体あり		
生年月日*	平成2年 2月 2日		
性別*	◉ 男 ○ 女		

本籍は、身分(身元)証明書に記載されているとおりに入力してください。ただし、都道府県が記載されていない場合でも、都道府県から入力してください。数字は算用数字の半角で入力してください。
(○)東京都千代田区九段南4丁目4番1号
(×)東京都千代田区九段南4－4－1

本籍*	○○県○○市○○町2丁目17番地
郵便番号*	XXX － XXXX 住所検索

住所は、住民票に記載されているとおりに、アとイの欄に分けて入力してください。ただし、都道府県が記載されていない場合でも、都道府県から入力してください。ウの欄は必要に応じて入力してください。入力方法の詳細は、「準会員入会の手引」をご確認ください。数字は算用数字の半角で入力してください。

住所*	ア．都道府県・市・区・郡・町 (入力例:東京都千代田区九段南) 東京都千代田区九段南
	イ．丁目以降の住所(住民票に記載されているマンション名等を含む) (入力例:4丁目4番1-301号) 4丁目4番1-301号
	ウ．住民票に記載されていないビル名、マンション名、号室等 ※書類送達先として登録が必要な場合は入力してください。 九段南マンション
自宅電話番号	※半角数字で入力してください。(入力例:03-3261-0817) XX-XXX-XXXX

⚠ 氏(漢字)、名(漢字)は身分(身元)証明書に記載されている字で入力してください。
旧字体等の入力できない文字の場合には、「旧字体あり」をチェックして略字で入力し、申込書を印刷した後で訂正してください。※印刷後の訂正⇒P.18。
数字は、半角で入力してください。身分(身元)証明書や住民票で”○丁目”等の部分が漢数字になっている場合も、算用数字で入力してください。
(例)

身分(身元)証明書、住民票		入力
○○県○○市○○町**五**丁目○番地	→	○○県○○市○○町**5**丁目○番地

身分(身元)証明書や住民票に都道府県が記載されていない場合も、都道府県から入力してください。入力を忘れた場合は、印刷後に加筆してください。 ※印刷後の訂正⇒P.18。

住所欄には3つの欄がありますが、以下の例を参考に入力してください。
※”4丁目4番1-301号”の部分は、”4-4-1-301” と入力しないようご注意ください。

【例1:住民票1】 東京都千代田区九段南4丁目4番1-301号　九段南マンション

＜入力方法＞マンション名が住民票に記載されている場合、2つ目の欄に入力します。

都道府県・市・区・郡・町	東京都千代田区九段南
丁目・番地・号以降の住所	4丁目4番1-301号　九段南マンション
ビル、マンション名、号室等	

【例2:住民票2】 東京都千代田区九段南4丁目4番1-301号

＜入力方法1:住民票の記載どおり＞

都道府県・市・区・郡・町	東京都千代田区九段南
丁目・番地・号以降の住所	4丁目4番1-301号
ビル、マンション名、号室等	

＜入力方法2＞マンション名や部屋番号等が住民票に記載されていない場合でも、書類送達先等のために登録する必要があるときは、3つ目の欄に入力してください。

都道府県・市・区・郡・町	東京都千代田区九段南
丁目・番地・号以降の住所	4丁目4番1-301号
ビル、マンション名、号室等	九段南マンション

外国籍の方の氏名については、以下のいずれかの方法で対応してください。

①通称名を使用しない場合→氏名を入力してそのまま申込書を印刷してください。
②通称名を併記して使用したい場合→氏名を入力して申込書を印刷した後、氏名の横に通称名を括弧書きで記入してください（ふりがなも記入）。
③通称名だけを使用したい場合→氏名を入力して申込書を印刷した後、通称名を括弧書きで記入し(ふりがなも記入)、欄外に「通称名のみを使用」と記入してください。

(注)②又は③で、印刷後に通称名を記入した場合は、申込書上部に捨印を押して、「○字加入」と加筆した文字数を記入してください。

外国籍の方は、**本籍欄に国籍を入力してください。**

2.2 勤務先情報を入力する　勤務先

> ⚠ どこにも勤務していない場合は、入力不要です。
> 添付書類として「勤務証明書」が添付できない場合は入力しないでください。

●公認会計士等の事務所に勤務している場合

「公認会計士等の事務所に勤務」タブを選択し、画面に表示されている注意事項を確認して、入力してください。

●監査法人に勤務している場合

「監査法人に勤務」タブを選択し、画面に表示されている注意事項を確認して、入力してください。

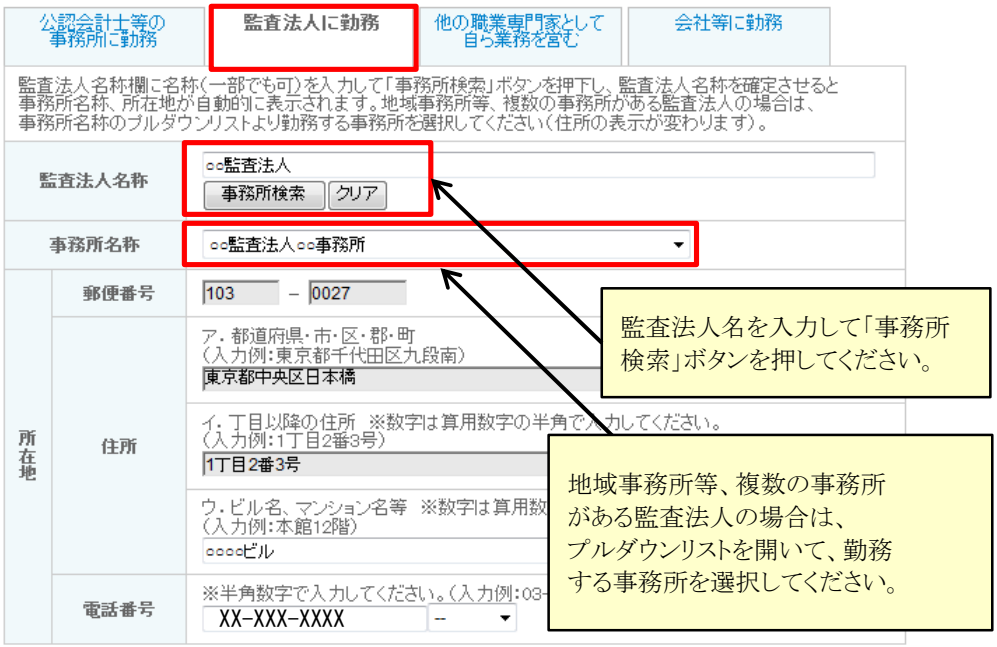

●他の職業専門家として自ら業務を営んでいる場合

「他の職業専門家として自ら業務を営む」タブを選択し、画面に表示されている注意事項を確認して、入力してください。

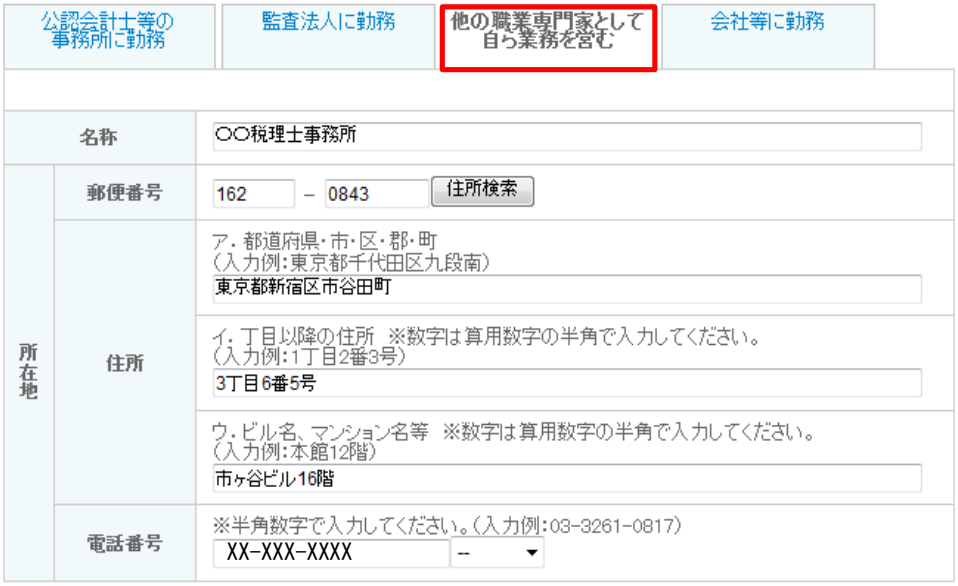

●一般事業会社や税理士法人等に勤務している場合

「会社等に勤務」タブを選択し、画面に表示されている注意事項を確認して、入力してください。

2.3　書類送達先と所属地域会を選択する

書類送達先は、協会からの送付物の送達先になります。必ずどちらか1つ選択してください。

所属地域会については、次のページを参照して、どちらか1つ選択してください。

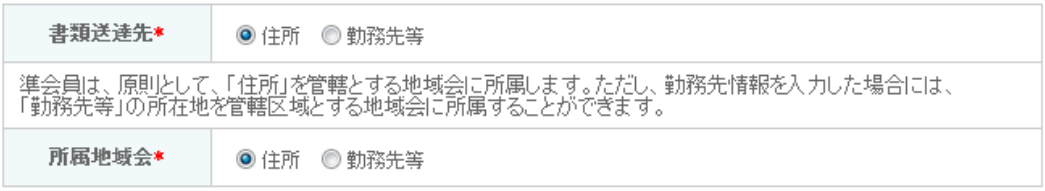

原則として、準会員は、住所を管轄とする地域会に所属します。ただし、国内の「勤務先等」の所在地を管轄区域とする地域会に所属することができます。

現在の地域会区分は以下のとおり。

北海道会(北海道)、**東北会**(青森県・秋田県・岩手県・福島県・宮城県・山形県)、
東京会(東京都・茨城県・群馬県・栃木県・長野県・新潟県・山梨県)、
埼玉会(埼玉県)、**千葉会**(千葉県)、**神奈川県会**(神奈川県)、
東海会(愛知県・岐阜県・静岡県・三重県)、**北陸会**(石川県・富山県・福井県)、
京滋会(京都府・滋賀県)、**近畿会**(大阪府・奈良県・和歌山県)、**兵庫会**(兵庫県)、
中国会(岡山県・島根県・鳥取県・広島県・山口県)、**四国会**(愛媛県・香川県・高知県・徳島県)、
北部九州会(佐賀県・長崎県・福岡県)、**南九州会**(大分県・鹿児島県・熊本県・宮崎県)、
沖縄会(沖縄県)

住所が外国の場合で、かつ勤務先の所在地を管轄区域とする地域会を選択しない場合は、本人が希望する地域会を選択できます。入会申込書を印刷後、希望する地域会を記入して、提出してください。

2.4 学歴を入力する

画面に表示されている注意事項を確認して、入力してください。

学歴

最終学歴が高等学校卒業の場合はその1行、大学卒業(又は在学中)、大学院修了・専門職大学院卒業(又は在学中)の場合は、最終学歴から遡って3行分の学歴を入力してください。高等学校を除き、学部・学科・研究科等を必ず入力してください。

年月*		学校名*	学部・学科	卒業等*
平成20年	3月	○○県立○○高等学校		卒業
平成20年	4月	○○大学	○○学部○○学科	入学
平成24年	3月	○○大学	○○学部○○学科	卒業

最終学歴が大学卒業(又は在学中)、大学院修了・専門職大学院卒業(又は在学中)の場合は、最終学歴から遡って3つ分の学歴の入力が必要です。
また、大学、大学院、専門職大学院は、学部・学科、研究科等を必ず入力してください。

例1)最終学歴が高等学校卒業の場合　→最終学歴だけ入力してください。
※中学卒業、高等学校入学の入力は不要です。

年月	学校名	学部・学科	卒業等
令和XX年X月	○○高等学校		卒業

例2）最終学歴が大学卒業の場合　⇒高校卒業、大学入学、大学卒業を入力してください

年月	学校名	学部・学科	卒業等
平成XX年X月	○○高等学校		卒業
平成XX年X月	○○大学	○○学部○○学科	入学
令和XX年X月	○○大学	○○学部○○学科	卒業

書類提出時点で在学中の場合は、「在学中」を選択してください。

例3）最終学歴が大学院修了・専門職大学院卒業の場合

年月	学校名	学部・学科	卒業等
平成XX年X月	○○大学	○○学部○○学科	卒業
平成XX年X月	○○大学大学院	○○研究科○○専攻	入学
令和XX年X月	○○大学大学院	○○研究科○○専攻	修了

2.5　職歴を入力する　　※監査法人入所予定で勤務証明書を添付する場合には、必ず入力してください。

画面に表示されている注意事項を確認して、入力してください。書類受付日から直近1年以内に職歴がなく、学校教育法上に定めのある学校等に在学中でない者は、理由書の提出が必要となります。

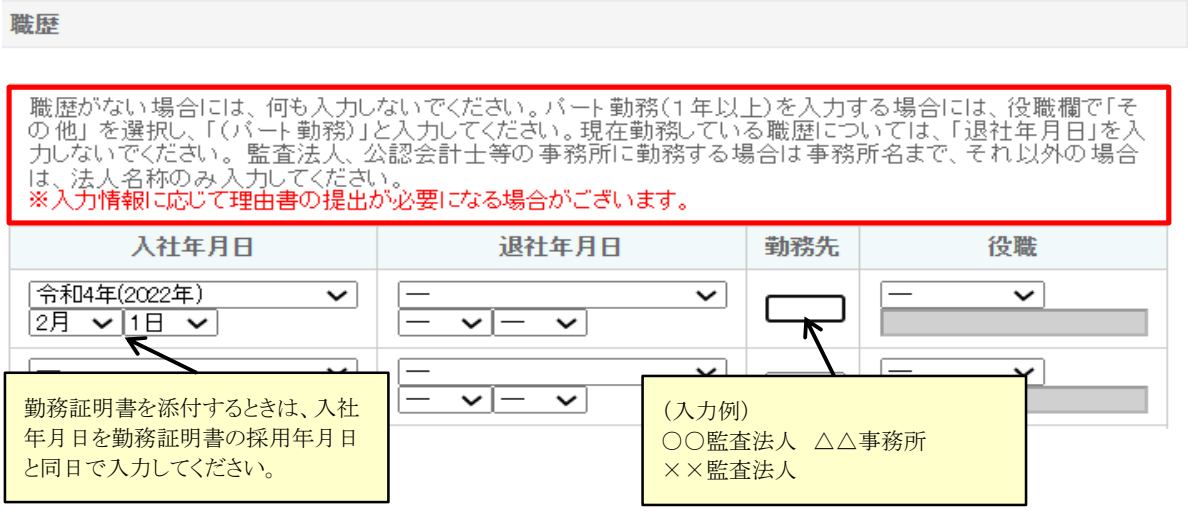

⚠ 提出日の前後又は同日に監査法人等に採用される場合でも、**勤務証明書を添付書類として提出する場合**は、勤務証明書の内容と一致するように職歴を入力してください。

2.6　公認会計士試験　合格情報を入力する

合格年度と合格証書番号を入力してください。

2.7 その他の資格を入力する

現在登録しているその他の資格がある場合、登録番号がわかる資料を確認して、登録番号、登録年月日、取得している資格に所属会がある場合は所属会を入力してください。

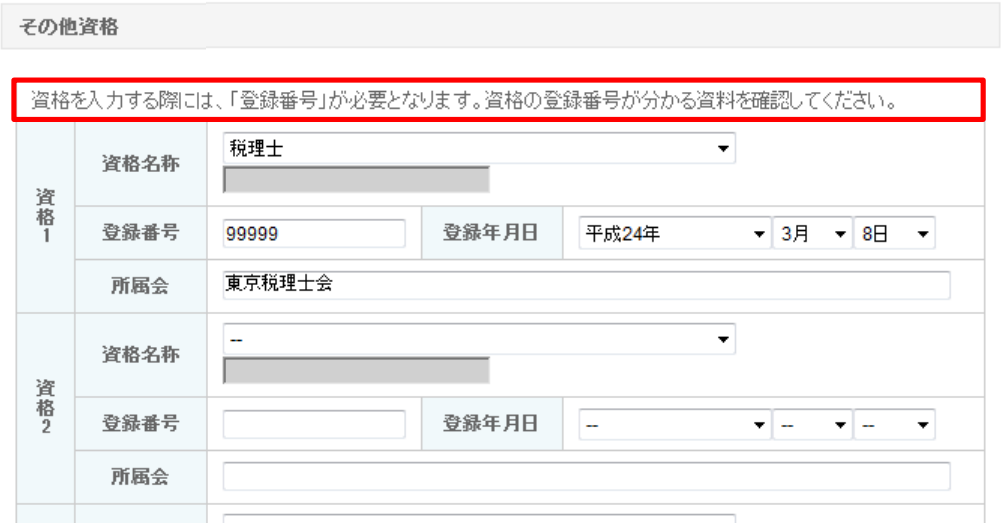

> ⚠ 資格名称のプルダウンリストから、現在登録している資格を選択してください。
> また、**登録する資格は原則として国家資格のみ**とし、各種検定試験（TOEIC、簿記検定等）や普通自動車運転免許は入力しないようお願いします。

2.8 賞罰を入力する

賞罰を受けた場合には、入力してください。特記事項がないときには、「賞罰ともになし」にチェックを入れてください。

> ⚠ 賞については、公の賞の受彰経験がある場合に受彰年月日及び賞名を入力してください。
> （例：紫綬褒章、黄綬褒章等）
> 罰については、禁錮以上の刑に処せられたことのある場合、刑期及び罪名等を入力してください。また、以下の状況でも、その判決内容を入力してください。
> ①その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなったもの（例：懲役○年　刑期終了）
> ②執行猶予付きの判決を受けた場合に、その執行猶予期間を満了したもの
> （例：懲役○年○か月　執行猶予○年）

2.9 ご本人の連絡先を入力する

提出書類に不備があった場合等、書類を返送する際の送付先（**申込者本人が受け取り可能な住所**）を入力してください。「自宅と同じ」ボタンを押下すると『基本情報』で入力した内容が表示されます。

> ⚠ 電話やメールでの対応が可能な場合は、入力された連絡先電話番号又はメールアドレス宛に連絡します。連絡先電話番号は、**携帯電話番号**等平日の9時から17時までに**申込者本人に連絡がつく**電話番号を入力してください。日中電話に出るのが難しい場合は、必ず**メールアドレス**を入力してください。連絡がつかない場合は、希望する登録審査会での審査ができない可能性もございます。
> メールの場合は「kaiin@jicpa.or.jp」のメールアドレスから連絡いたします。

ご本人の連絡先（当協会からご本人へ連絡のつく連絡先を入力してください。）

連絡のつく電話番号、メールアドレスを入力してください。申請書類に不備や確認事項がある場合は、以下に連絡いたします。
また、書類を返送する必要が生じた場合の送付先を入力してください（「自宅と同じ」ボタンを押すと、『基本情報』の「住所」に入力した内容がコピーされます。）。
自宅と同じ

氏名*	日本　次郎		
郵便番号*	XXX － XXXX 住所検索		
住所*	ア. 都道府県・市・区・郡・町 （入力例：東京都千代田区九段南） 東京都千代田区九段南		
	イ. 丁目以降の住所　※数字は算用数字の半角で入力してください。 （入力例：1丁目2番3号） 4丁目4番1-301号		
	ウ. ビル名、マンション名等　※数字は算用数字の半角で入力してください。 （入力例：本館12階） 九段南マンション		
電話やメールでの対応が可能な場合は、以下に入力された連絡先電話番号又はメールアドレス宛に連絡します。携帯電話番号等、連絡のつきやすい電話番号、メールアドレスを入力してください。			
連絡先電話番号1*	半角数字で入力してください。 （入力例：03-3261-0817） XX-XXX-XXXX	連絡先電話番号2	半角数字で入力してください。 （入力例：090-xxxx-xxxx） 090-XXX-XXXX
メールアドレス（携帯電話又はPC）*	メールアドレス形式で入力してください。複数入力する場合には、カンマ(,)で区切ってください。 （入力例：webinfo@jicpa.or.jp,webinfo2@jicpa.or.jp） XXXXX@jicpa.or.jp		
備考			

2.10 入会金振込日、書類提出日を入力する

画面に表示されている注意事項を確認して、入力してください。
入会に係る費用については、P.5をご確認ください。

入会金振込日*	入会金を払い込んだ日または予定日を設定してください。 入会金振込先については こちら をご確認いただくか、 「準会員入会の手引」をご参照ください。 平成24年 11月 1日
書類提出日*	申込書類を郵送する予定日を設定してください。 平成24年 11月 6日

2.11 保存又は入力を終了する

入力を途中保存したい場合は「保存」ボタン、入力が完了しPDFファイルを作成する場合は、「PDF確認」ボタンを押してください。

3. 申込書情報出力確認画面で入力した情報を確認する

入力した情報を確認し、正しい場合は「PDF作成」ボタンを押して、PDFファイルを作成してください。

> ⚠ 申込書PDF作成を行うと、入力した情報の変更ができなくなります。間違いがあれば、戻るボタンを押して、申込書情報入力画面へ戻って変更してください。

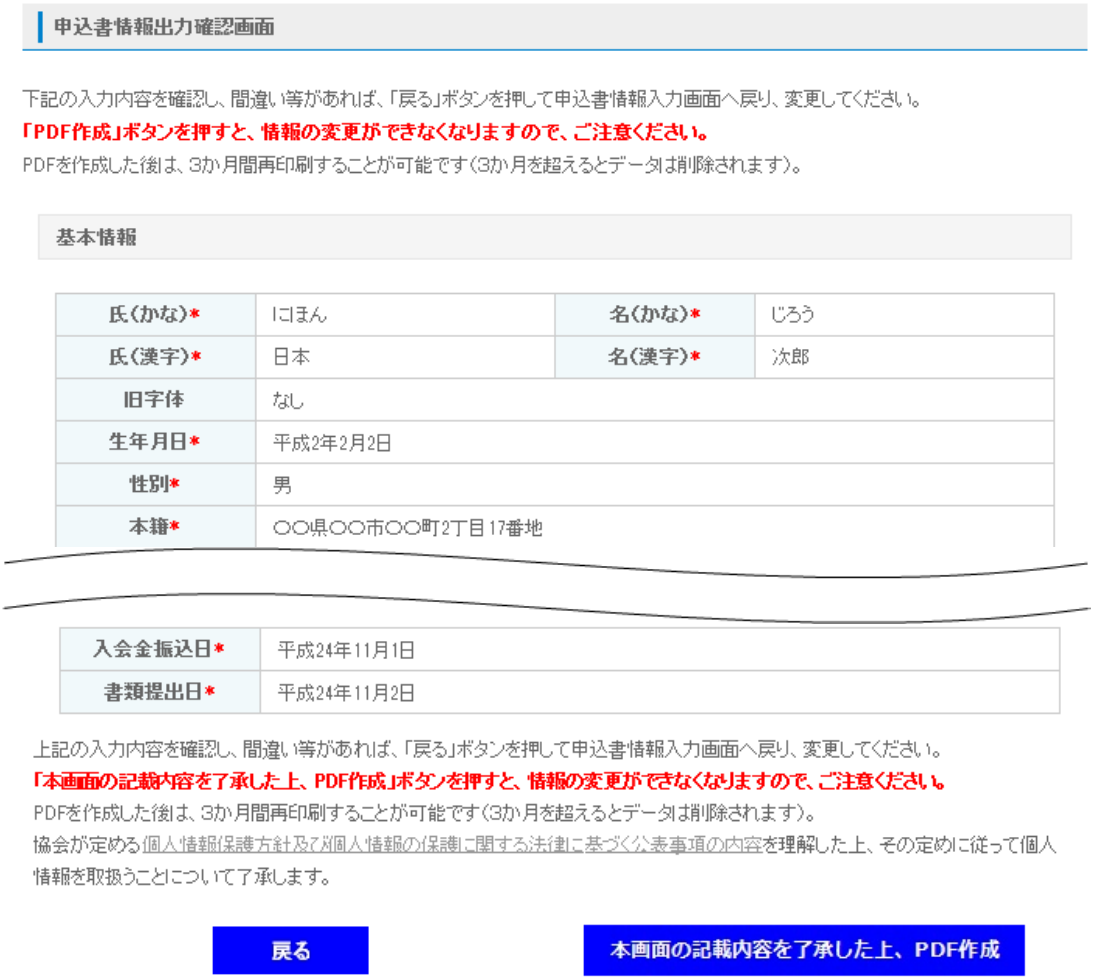

申込書情報出力確認画面

下記の入力内容を確認し、間違い等があれば、「戻る」ボタンを押して申込書情報入力画面へ戻り、変更してください。
「PDF作成」ボタンを押すと、情報の変更ができなくなりますので、ご注意ください。
PDFを作成した後は、3か月間再印刷することが可能です(3か月を超えるとデータは削除されます)。

基本情報

氏(かな)*	にほん	名(かな)*	じろう
氏(漢字)*	日本	名(漢字)*	次郎
旧字体	なし		
生年月日*	平成2年2月2日		
性別*	男		
本籍*	○○県○○市○○町2丁目17番地		

入会金振込日*	平成24年11月1日
書類提出日*	平成24年11月2日

上記の入力内容を確認し、間違い等があれば、「戻る」ボタンを押して申込書情報入力画面へ戻り、変更してください。
「本画面の記載内容を了承した上、PDF作成」ボタンを押すと、情報の変更ができなくなりますので、ご注意ください。
PDFを作成した後は、3か月間再印刷することが可能です(3か月を超えるとデータは削除されます)。
協会が定める個人情報保護方針及び個人情報の保護に関する法律に基づく公表事項の内容を理解した上、その定めに従って個人情報を取扱うことについて了承します。

戻る　本画面の記載内容を了承した上、PDF作成

4. 申込書作成完了画面で作成した申込書類をダウンロードする

入会申込書のダウンロードが自動で始まりますので、ご自身のパソコンに保存し、印刷してください。
ダウンロードが始まらない場合は、下のダウンロードボタンをクリックしてダウンロードしてください。

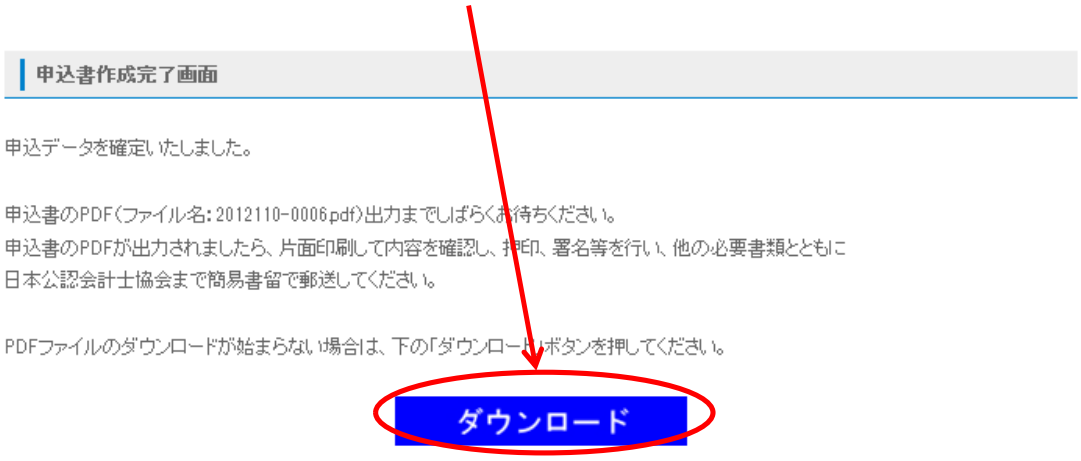

5. ダウンロードしたPDF をA4サイズ片面印刷して記載内容を確認する

ダウンロードしたPDFファイルには、以下の書類が含まれています。

- 準会員入会申込書(1/3ページ、2/3ページ)
- 履歴書(3/3ページ)
- 宣誓書
- 準会員入会等に係る本人の連絡先

6. 押印・写真貼付・署名及び加筆をする ※加筆の際にはフリクション等の消せるボールペンの使用は不可

<押印する>

氏名欄、捨印欄に**全て**同一印（シャチハタ等のオート印は不可）を使用し、
朱肉で押印してください。押印もれは不備となりますので、ご注意ください。

<写真を貼付する>

準会員入会申込書(1/3ページ) に写真を貼付してください。
貼付する写真の詳細についてはP.3をご確認ください。

<必ず加筆が必要なもの>

宣誓書･･･署名してください。

<「会社等に勤務するとき」で勤務先等を登録した場合に加筆が必要なもの>

入会申込書 2/3ページの「区分」欄 に追記してください。※詳細は様式例(P.20)をご覧ください。
「区分」で「会社を選択した場合は、「会社区分」も追記してください。

<現在、日本以外の国に居住している場合>

履歴書(3/3ページ)･･･「海外在留」に在留国名と在留開始年月を追記してください。

7. 印刷した書類に記入漏れや誤りがある場合は訂正する

印刷後に記載内容を訂正したいときは、訂正箇所に二重線を引いて訂正してください。
訂正した字数を数えて、押印した捨印の横に「〇字削除　〇字加入」、訂正字数が同数の場合には「〇字訂正」と記入してください。訂正箇所ごとの訂正印は不要とします。
複数の書類に印字されている記載内容を修正する場合には、必ずすべての書類に修正を加えてください。

修正液、修正テープ、フリクション等の消せるボールペンの使用は厳禁とします。

⚠ **捺印及び捨印について**　※朱肉で押印してください。

氏名欄、捨印欄すべて同一印（シャチハタ等のオート印は不可）を使用してください。
以下の書類については、訂正がない場合でも必ず、上部の捨印欄に押印してください。

・準会員入会申込書（1/3ページ、2/3ページ）
・履歴書（3/3ページ）
・理由書

※提出書類は申請者都合による返却はいたしません（入会申込を取下げる場合を除く）。
登録・入会に必要な書類以外は協会で廃棄いたします。

⚠ 次のページ以降に様式例が記載されております。
よく確認し、押印もれ、記載内容の不足等がないように注意してください。
不備がある場合には、希望する月の登録審査会で入会できない可能性もございます。

作成例

○字加入
○字削除

捨印

必ず押印してください。

2018060-0006

様式第３号

手書きの修正がある場合には、加入・削除した文字数を捨印欄の横に追記してください。（修正した申請書すべてに同様に記載）

必ず押印してください。

準 会 員 入 会 申 込 書

則第５条第２項第１号、第３号又は第４号に該当する準会員）

令和　４年４月３日

会　御中

氏 名 関西　太郎　㊞

写真（正面脱帽、上半身）

45 mm

35 mm

貴会の会則に基づき、入会を申し込みます。

準会員の種別 １　公認会計士及び外国公認会計士となる資格を有する者（会則第５条第２項第１号該当） ２　会計士補となる資格を有する者（会則第５条第２項第３号該当） ③　公認会計士試験に合格した者（会則第５条第２項第４号該当）			
（ふりがな） 氏　　名	かんさい　たろう 関西　太郎 （電子メールアドレス）	平成　９年１月２日生 男 kansai,taro@gggmail.com	
本　　籍	兵庫県神戸市中央区小野柄通２丁目２番地の２		
住　　所	大阪府大阪市中央区久太郎町１丁目２番３号	（郵便番号）541-0056 （電話番号）080-0000-0000	
勤務先等（住所以外にアからエのいずれかを届け出ることができます。）			
ア．公認会計士等の事務所に勤務するとき			
勤務する事務所	名 称	氏名　　登録番号　　第　　号	
	所在地	（郵便番号） （電話番号）	
イ．監査法人に勤務するとき			
監査法人の名称	□□監査法人		
勤務する事務所	名 称	□□監査法人	
	所在地	大阪府大阪市浪速区浪速西５丁目５番５号　大阪ビルディング	（郵便番号）556-0026 （電話番号）06-0000-0000

作成例

捨印

必ず押印してください。

2018060-0006

左記の「区分」で「会社」を選択した場合は、「会社区分」を下記から選択し、加筆してください。
・東証プライム
・東証スタンダード
・東証グロース
・その他の地方市場
・非上場大会社
・非上場大会社以外

現在、「会社等に勤務するとき」で勤務先を登録する場合は、「区分」を下記から選択し、加筆してください。
・会社
・行政機関（行政，自治体等）
・教育機関（大学等）
・非営利法人（社団財団等）
・弁護士事務所
・税理士事務所又は税理士法人
・その他（具体的に記載）
※勤務証明書を発行できない場合は、「会社等に勤務するとき」で勤務先等を登録できません。

ウ．他の職業専門家として自ら業務を営むとき					
事務所	名称				
	所在地				
エ．会社等に勤務するとき					
勤務先	名称				
	所在地				
	区分		会社区分		
	役職				
書類の送達先	住所				
所属地域会	勤務先等				
公認会計士となる資					
公認会計士となる資格（1）		公認会計士試験	合格証書番号	第	号
		免除			
			修了確認番号	第	号
			報告書受理番	第	号
公		例			
		号		第	号
				第	号
		に相当する資格			
な			承認番号	第	号

（下欄は

入会年月日	年　月　日
準会員番号	第　号
所属地域会	近畿会

（注意事項）

1　申込書は、かい書で正確に記載すること。

2　申込書を郵送する場合には、書留で郵送すること。

3　申込書には、準会員の入会等に関する事務細則第２条第３項各号に掲げる書類を添付すること。

作成例

捨印

必ず押印してください。

2018060-0006

履　歴　書

学　歴			
年号	年	月	
平成	27	3	△△高等学校　卒業
平成	27	4	○○大学 経済学部経済学科 入学
平成	31	3	○○大学 経済学部経済学科 卒業

入学や中退も１行として記載します。
例えば、最終学歴が大学卒業の場合は、高等学校卒業、大学入学、大学卒業の３行を記載してください。
現在、大学在学中であれば、高等学校卒業、大学入学、大学在学中の３行を記載します。

職　歴								
年号	年	月	日から	年号	年	月	日まで	
平成	31	4	1	現在				□□監査法人

勤務先等を登録し、勤務証明書を添付する場合には、必ず職歴にも記載してください。
勤務開始日は、勤務証明書の内容と一致するように記載してください。

公認会計士試験			
公認会計士試験	平成 全科目免除	25 年度合格	合格証書番号　第　XXXXX　号
第一次試験	昭和 平成	年度合格	合格証書番号　第　号
第二次試験	昭和 平成	年度合格	合格証書番号　第　号
第二次試験免除	免除認定通知	昭和 平成　年　月　日　第	号
第三次試験		年度合格	合格証書番号　第　号
特別・特例試験		年度合格	合格証書番号　第　号

海　外　在　留			
国　名		在留開始年月	

現在、日本以外の国に居住している場合は、在留国名と在留開始年月をご記入ください。

資　格		
公認会計士	登録 抹消　年	号
会計士補	登録 抹消　年	

他の資格			
名　称	登録年月日	登録番号	所属会

賞　罰				
年号	年	月	日	
				賞罰ともになし

必ず押印してください。

上記のとおり相違ありません。

令和５年４月３日

氏 名 関西　太郎　㊞

作成例

2018060-0006

宣　誓　書

日本公認会計士協会　御中

私は、以下の各号に該当する者ではない旨を厳に宣誓いたします。

令和５年４月３日

必ず署名してください。

住 所　大阪府大阪市中央区久太郎[illegible]丁目２番３号

氏 名（自署）**関西　太郎**　　平成９年１月２日生

一　公認会計士法若しくは金融商品取引法第197条から第198条までの規定に違反し、又は投資信託及び投資法人に関する法律第233条第1項（第3号に係る部分に限る。）の罪、保険業法第328条第1項（第3号に係る部分に限る。）の罪、資産の流動化に関する法律第308条第1項（第3号に係る部分に限る。）の罪若しくは会社法第967条第1項（第3号に係る部分に限る。）の罪を犯し、拘禁刑以上の刑（令和7年6月1日施行前刑法でいう禁錮以上の刑を含む。以下同じ。）に処せられた者であって、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなってから5年を経過しないもの

二　拘禁刑以上の刑に処せられた者であって、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなってから3年を経過しないもの

三　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

四　国家公務員法、国会職員法又は地方公務員法の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

五　公認会計士法第21条第2項（第1号又は第3号に係る部分に限る。）の規定によりその登録が抹消され、その抹消の日から5年を経過しない者

六　公認会計士法第 30 条又は同第 31 条の規定により登録の抹消の処分を受け、当該処分の日から５年を経過しない者

七　公認会計士法第30条又は同31条の規定により業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間中にその登録が抹消され、いまだ当該期間を経過しない者

八　公認会計士法第34条の10の14第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定により特定社員の登録が抹消され、その抹消の日から5年を経過しない者

九　公認会計士法第 34 条の 10 の 17 第２項の規定により特定社員の登録の抹消の処分を受け、当該処分の日から５年を経過しない者

十　公認会計士法第 34 条の 10 の 17 第２項の規定により、監査法人の第 34 条の５各号に掲げる業務を執行し、監査法人の意思決定に関与し、又は補助者として監査法人の業務に従事することの禁止の処分を受け、当該禁止の期間を経過しない者

十一　税理士法、弁護士法若しくは外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律又は弁理士法により業務の禁止又は除名の処分を受けた者（ただし、これらの法律により再び業務を営むことができるようになった者を除く。）

十二　税理士法第48条第1項の規定により同法第44条第3号に掲げる処分を受けるべきであったことについて決定を受けた者（ただし、同法により再び業務を営むことができるようになった者を除く。）

十三　懲戒処分により、税理士、弁護士、外国法事務弁護士又は弁理士の業務を停止された者で、現にその処分を受けているもの

十四　税理士法第48条第1項の規定により同法第44条第2号に掲げる処分を受けるべきであったことについて決定を受けた者で、同項後段の規定により明らかにされた期間を経過しないもの

十五　心身の故障により公認会計士の業務を行わせることがその適正を欠くおそれがある者又は公認会計士の信用を害するおそれがある者

以　　上

（参考）公認会計士法

（欠格条項）

第４条　次の各号のいずれかに該当する者は、公認会計士となることができない。

一　未成年者

二　この法律若しくは金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 197 条から第 198 条までの規定に違反し、又は投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号）第 233 条第 1 項（第 3 号に係る部分に限る。）の罪、保険業法（平成 7 年法律第 105 号）第 328 条第 1 項（第 3 号に係る部分に限る。）の罪、資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第 308 条第 1 項（第 3 号に係る部分に限る。）の罪若しくは会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 967 条第 1 項（第 3 号に係る部分に限る。）の罪を犯し、拘禁刑以上の刑に処せられた者であって、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなってから 5 年を経過しないもの

三　拘禁刑以上の刑に処せられた者であって、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなってから 3 年を経過しないもの

四　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

五　国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)、国会職員法(昭和 22 年法律第 85 号)又は地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 3 年を経過しない者

五の二　第 21 条第 2 項（第 1 号又は第 3 号に係る部分に限る。）の規定によりその登録が抹消され、その抹消の日から 5 年を経過しない者

六　第 30 条又は第 31 条の規定により登録の抹消の処分を受け、当該処分の日から 5 年を経過しない者

七　第 30 条又は第 31 条の規定により業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間中にその登録が抹消され、いまだ当該期間を経過しない者

七の二　第 34 条の 10 の 14 第 2 項（第 1 号に係る部分に限る。）の規定により特定社員の登録が抹消され、その抹消の日から 5 年を経過しない者

八　第 34 条の 10 の 17 第 2 項の規定により特定社員の登録の抹消の処分を受け、当該処分の日から 5 年を経過しない者

九　第 34 条の 10 の 17 第 2 項の規定により、監査法人の第 34 条の 5 各号に掲げる業務を執行し、監査法人の意思決定に関与し、又は補助者として監査法人の業務に従事することの禁止の処分を受け、当該禁止の期間を経過しない者

十　税理士法(昭和 26 年法律第 237 号)、弁護士法(昭和 24 年法律第 205 号)若しくは外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律(昭和 61 年法律第 66 号)又は弁理士法(平成 12 年法律第 49 号)により業務の禁止又は除名の処分を受けた者。ただし、これらの法律により再び業務を営むことができるようになった者を除く。

十一　税理士法第 48 条第 1 項の規定により同法第 44 条第 3 号に掲げる処分を受けるべきであったことについて決定を受けた者。ただし、同法により再び業務を営むことができるようになった者を除く。

（登録拒否の事由）

第 18 条の２　次の各号のいずれかに該当する者は、公認会計士の登録を受けることができない。

一　懲戒処分により、税理士、弁護士、外国法事務弁護士又は弁理士の業務を停止された者で、現にその処分を受けているもの

二　税理士法第 48 条第 1 項の規定により同法第 44 条第 2 号に掲げる処分を受けるべきであったことについて決定を受けた者で、同項後段の規定により明らかにされた期間を経過しないもの

三　心身の故障により公認会計士の業務を行わせることがその適正を欠くおそれがある者又は公認会計士の信用を害するおそれがある者

（登録の抹消）

第 21 条　公認会計士が次の各号のいずれかに該当する場合には、日本公認会計士協会は、その登録を抹消しなければならない。

一　その業務を廃止したとき。

二　死亡したとき。

三　第 4 条各号（第 5 号の 2 を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。

２　公認会計士が次の各号のいずれかに該当する場合には、日本公認会計士協会は、資格審査会の議決に基づき、その登録を抹消することができる。

一　不正の手段により登録を受けたとき。

二　心身の故障により公認会計士の業務を行わせることがその適正を欠くおそれがあるとき。

三　内閣府令で定める期間以上の期間にわたり第 28 条に規定する研修を受けていないとき（内閣府令で定める場合を除く。）。

四　2 年以上継続して所在が不明であるとき。

（虚偽又は不当の証明についての懲戒）

第 30 条　公認会計士が、故意に、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明した場合には、内閣総理大臣は、前条第 2 号又は第 3 号に掲げる懲戒の処分をする

ことができる。
２　公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明した場合には、内閣総理大臣は、前条第１号又は第２号に掲げる懲戒の処分をすることができる。
３　監査法人が虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明した場合において、当該証明に係る業務を執行した社員である公認会計士に故意又は相当の注意を怠った事実があるときは、当該公認会計士について前２項の規定を準用する。
（一般の懲戒）
第31条　公認会計士がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反した場合又は第34条の２の規定による指示に従わない場合には、内閣総理大臣は、第29条各号に掲げる懲戒の処分をすることができる。
２　公認会計士が、著しく不当と認められる業務の運営を行った場合には、内閣総理大臣は、第29条第１号又は第２号に掲げる懲戒の処分をすることができる。
（登録の抹消）
第34条の10の14　特定社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、日本公認会計士協会は、その登録を抹消しなければならない。
一　監査法人の社員でなくなったとき。
二　死亡したとき。
三　第34条の10の10各号（第８号の２及び第12号を除く。）に掲げる者のいずれかに該当するに至ったとき。
２　特定社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、日本公認会計士協会は、資格審査会の議決に基づき、その登録を抹消することができる。
一　不正の手段により登録を受けたとき。
二　心身の故障により監査法人の業務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
三　２年以上継続して所在が不明であるとき。
（特定社員に対する処分）
第34条の10の17　特定社員に対する処分は、次の三種とする。
一　戒告
二　監査法人の第34条の５各号に掲げる業務を執行し、監査法人の意思決定に関与し、又は補助者として監査法人の業務に従事することの２年以内の禁止
三　登録の抹消
２　特定社員がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反した場合には、内閣総理大臣は、前項各号に掲げる処分をすることができる。
３　第32条から第34条までの規定は、前項の処分について準用する。

（参考）準会員の入会等に関する事務細則

（趣旨）

第１条　準会員（会則第５条第２項第２号及び第５号の準会員を除く。以下同じ。）の入会に係る手続その他必要な事項については、会則及び登録審査会運営細則に定めるもののほか、この細則の定めるところによるものとする。

（入会の申込み）

第２条　準会員として入会しようとする者は、準会員入会申込書（会則第 12 条第２項の入会申込書をいう。）を提出しなければならない。

２　準会員入会申込書の項目は次のとおり（第３号、第６号、第９号及び第 11 号から第 15 号までは、該当するものがある場合に限る。）とし、その様式は別に定める。

(1) 準会員の種別（会則第５条第２項第１号、第３号又は第４号の別）

(2) 氏名、生年月日、性別、住所及び本籍

(3) 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める勤務先等に係る事項

ア　準会員が公認会計士、会計士補又は外国公認会計士（以下「公認会計士等」という。）の事務所に勤務するとき　その勤務する事務所の名称及びその所在地並びにその事務所を経営する公認会計士等の氏名及び登録番号

イ　準会員が監査法人に勤務するとき　当該監査法人の名称並びにその勤務する事務所の名称及びその所在地

ウ　準会員が他の職業専門家として自らその事業を営むとき　その事務所の名称及びその所在地

エ　準会員が会社等に勤務しているとき　当該会社等の名称及びその所在地

(4) 所属地域会

(5) 書類の送達先

(6) 電話番号及び電子メールアドレス

(7) 公認会計士等となる資格

(8) 公認会計士試験の合格歴

(9) 過去の公認会計士又は会計士補としての登録履歴

(10) 学歴

(11) 職歴

(12) 第３号エに掲げる会社等の区分及び役職

(13) 海外在留先の国名及び在留開始年月

(14) 登録している公認会計士業務に関係する資格の名称、登録年月日、登録番号及び所属する会がある場合は当該会の名称

(15) 賞罰

３　準会員入会申込書には、次の各号に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前３か月以内に作成されたものに限る。）を添付しなければならない。

(1) 申込者の写真（撮影後３か月以内のものに限る。）

(2) 戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書（公認会計士試験の受験の申込みの時から氏名に変更があった場合に限る。）

(3) 住民票の写し

(4) 次の各号に掲げる準会員の区分に応じ、当該各号に定める書類

ア　会則第５条第２項第１号の準会員　公認会計士等登録規則（昭和 42 年大蔵省令第８号。以下「登録規則」という。）第４条第２項第７号イ若しくはロのいずれか１つの書類並びに実務補習規則（平成 17 年内閣府令第 106 号）第９条及び業務補助等に関する規則（昭和 25 年公認会計士管理委員会規則第７号）第５条の規定による通知の写し、又は登録規則第４条第２項第７号ハからへまでに掲げるいずれか１つの書類

イ　会則第５条第２項第３号の準会員　会計士補等の業務補助等に関する規則等の一部を改正する内閣府令（平成 17 年内閣府令第 107 号）附則第３条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第２条の規定による改正前の公認会計士等登録規則（以下「平成 17 年改正前の登録規則」という。）第４条第２項第６号イ又はロのいずれか１つの書類

ウ　会則第５条第２項第４号の準会員　登録規則第４条第２項第７号イ又はロのいずれか１つの書類

(5) 登録規則第４条第２項第８号（会則第５条第２項第３号の準会員にあっては、平成 17 年改正前の登録規則第４条第２項第７号）に規定する官公署の証明書

(6) 登録規則第４条第２項第９号（会則第５条第２項第３号の準会員にあっては、平成 17 年改正前の登録規則第４条第２項第８号）に規定する宣誓書

(7) 監査法人、公認会計士等の事務所又は会社等に勤務している場合にあっては、当該監査法人、事務所又は会社等に勤務していることを証する書類

(8) 第４条第１項第１号に該当する者かどうかを審査するために登録審査会が必要と認める場合にあっては、理由書及び医師の診断書

4　所属地域会について、第７条第１項ただし書の規定の適用を受けようとする者は、第２項第３号に掲げる事項を記載しなければならない。
5　前項までの規定にかかわらず、現に会員である者が公認会計士又は外国公認会計士としての登録を抹消し準会員として入会しようとするとき、又は会計士補が登録を抹消し準会員として入会しようとするときは、公認会計士等としての登録事項に変更がある場合を除き、第２項第２号に掲げる氏名及び生年月日以外の記載並びに第３項各号（同項第１号を除く。）に掲げる書類の添付を省略することができる。
6　会則第 192 条第２項に規定する入会金は、準会員入会申込書に添えて本会に納付しなければならない。
7　第３項第８号に規定する理由書及び医師の診断書の様式は、別に定める。

（入会の審査）

第３条　会長は、準会員入会申込書の提出があったときは、速やかに登録審査会（以下「審査会」という。）に対し、入会の可否の審査を求めなければならない。
2　前項の規定にかかわらず、会長は、準会員に係る入会の審査その他の必要な事務を事務局長に行わせることができる。ただし、事務局長は、入会を拒否する場合又は入会の可否の判断がしがたい場合には、審査会に対し、審査を求めなければならない。
3　事務局長は、前項本文の規定により入会の審査をしたときは、その結果を速やかに登録審査会に報告しなければならない。

（入会の拒否）

第４条　審査会は、次の各号のいずれかに該当する者については、入会を承認することができない。
(1) 公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号。以下「法」という。）若しくは公認会計士法の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 67 号）附則第２条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第２条の規定による改正前の公認会計士法（以下「平成 15 年改正前の法」という。）第４条各号（第１号を除く。）又は法若しくは平成 15 年改正前の法第 18 条の２各号のいずれかに該当する者
(2) 本会の除名処分を受けた者
(3) 本会の会員又は準会員であった者で、その当時の入会金又は会費を完納していない者
(4) その他本会の目的達成に著しく支障があると認められる者
2　審査会は、入会を拒否するときは、当該申込人に十分な説明の機会を与えなければならない。

（審査結果の通知等）

第５条　会長は、審査会が入会を承認したときは、速やかに当該申込人及び所属地域会にその旨を通知する。
2　会長は、審査会が入会を拒否したときは、速やかに当該申込人にその旨を通知する。
3　入会の申込みに係る書類は、入会を拒否した場合においても、返還しない。

（入会の審査に係る雑則）

第６条　前３条に規定するもののほか、準会員の入会に係る審査に関し必要な事項については、審査会が、その所管する事項に関して決定できるものとする。

（所属地域会）

第７条　準会員は、住所の所在地を含む区域を管轄する地域会に所属する。ただし、第２条第２項第３号に掲げる勤務先等（その所在地が国内にあるものに限る。）がある場合には、当該勤務先等の所在地を含む区域を管轄する地域会に所属することができる。
2　住所が外国にある場合で、前項ただし書の規定を適用しない準会員の所属地域会は、本人の希望する地域会とする。

（準会員登録名簿記載事項）

第８条　準会員に係る会則第 17 条第１項の準会員登録名簿の記載事項は、次のとおりとする。
(1) 氏名、生年月日、性別、住所及び本籍
(2) 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める勤務先等に係る事項
　ア　準会員が公認会計士、会計士補又は外国公認会計士（以下「公認会計士等」という。）の事務所に勤務するとき　その勤務する事務所の名称及びその所在地並びにその事務所を経営する公認会計士等の氏名及び登録番号
　イ　準会員が監査法人に勤務するとき　当該監査法人の名称並びにその勤務する事務所の名称及びその所在地
　ウ　準会員が他の職業専門家として自らその事業を営むとき　その事務所の名称及びその所在地
　エ　準会員が会社等に勤務しているとき　当該会社等の名称及びその所在地
(3) 準会員番号
(4) 準会員の種別（会則第５条第２項第１号、第３号又は第４号の別）
(5) 入会年月日
(6) 所属地域会
(7) 公認会計士等となる資格
(8) 学歴
(9) 勤務先等が第２号エに掲げる会社等であるときは、当該会社等の区分及び役職

(10) 公認会計士業務に関係する資格を登録しているときは、当該資格の名称、登録年月日、登録番号及び所属する会がある場合は当該会の名称
(11) 海外に在留しているときは、在留先の国名及び在留開始年月
(12) 電話番号及び電子メールアドレス
(13) 前各号に掲げる事項の異動に関する事項
2　準会員登録名簿の様式は、別に定める。
（変更の届出）
第 9 条　会則第 24 条第 1 項の規定による届出は、別に定める準会員変更届出書を提出してしなければならない。
2　準会員変更届出書には、変更の事実を証する書類を添付しなければならない。
3　第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する届出は、準会員変更届出書の提出に代えて、本会が別に定める電磁的方法により行うことができる。
4　事務局長は、準会員変更届出書の提出があったときは、遅滞なく、変更の決裁事務を行い、その旨及び変更の年月日を当該準会員に通知しなければならない。
（懲戒の要件となる届出の事項）
第 10 条　準会員に係る会則第 67 条第 1 項第 9 号の細則で定める事項は、第 8 条第 1 項第 1 号（生年月日、性別及び本籍を除く。）及び同項第 2 号に規定する事項とする。
（準会員登録名簿の記載事項に係る照会）
第 11 条　本会は、準会員に対し、準会員登録名簿の記載事項の変更の有無について照会を行うものとする。
（準会員に関する事項の管理）
第 12 条　本会は、準会員について、次に掲げる事項を第 8 条第 1 項各号に規定する事項と併せて管理するものとする。
(1) 本会の懲戒処分の履歴
(2) 過去の公認会計士又は会計士補としての登録履歴
（退会の届出）
第 13 条　準会員が会則第 15 条第 2 項第 2 号イに該当するに至ったときは、本人、法定代理人、相続人又は同居の親族は、準会員退会届出書にその旨、当該事実が生じた年月日その他所要の事項を記載し、遅滞なくこれを本会に提出しなければならない。
2　前項の準会員退会届出書を提出する者が本人の法定代理人又は相続人であるときは、当該準会員退会届出書に本人の戸籍抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書を、当該届出書を提出する者が本人の同居の親族であるときは、住民票の写しその他の書類で当該届出書を提出する者が本人の同居の親族であることを証するものを、それぞれ添付しなければならない。
3　準会員が退会を申し出る場合は、退会年月日及び退会理由を記載した準会員退会届出書（会則第 15 条第 3 項の退会届をいう。）を提出しなければならない。
4　第 1 項及び前項の準会員退会届出書の様式は、別に定める。
5　事務局長は、第 1 項又は第 3 項の準会員退会届出書の提出があったときは、遅滞なく、退会の決裁事務を行い、その旨及び退会の年月日を当該届出者に通知しなければならない。
（死亡による退会の特例）
第 14 条　前条の規定にかかわらず、本会は、準会員の死亡が確認された場合において、相続人不明等の理由により退会届の提出がなされないときは、登録審査会の審査を経て退会手続を行うことができる。
（所在不明による退会の特例）
第 14 条の 2　本会は、第 13 条の規定にかかわらず、準会員が会則第 15 条第 2 項第 2 号イ（会則第 5 条第 2 項第 1 号及び第 4 号の準会員にあっては法第 21 条第 2 項第 4 号に、会則第 5 条第 2 項第 3 号の準会員にあっては平成 15 年改正前の法第 21 条第 2 項第 3 号に係る部分に準じるものに限る。）が確認された場合において、退会届の提出がなされないときは、登録審査会の審査を経て退会手続を行うことができる。
（準会員入会申込書等の受付）
第 15 条　本会は、準会員入会申込書、準会員変更届出書又は準会員退会届出書及びこれらの添付書類の提出があったときは、所定の受付簿に所要の事項を記載して受付を行う。
（準会員入会申込書等の保存）
第 16 条　前条に規定する本会に提出された書類は、文書管理細則に定めるところにより保存する。
附　則（2023 年 2 月 17 日改正）
この改正規定は、2023 年の臨時総会における会則変更の施行の日（2023 年 4 月 1 日）から施行する。

日本公認会計士協会
〒102-8264　東京都千代田区九段南 4-4-1
TEL 03-3515-1120

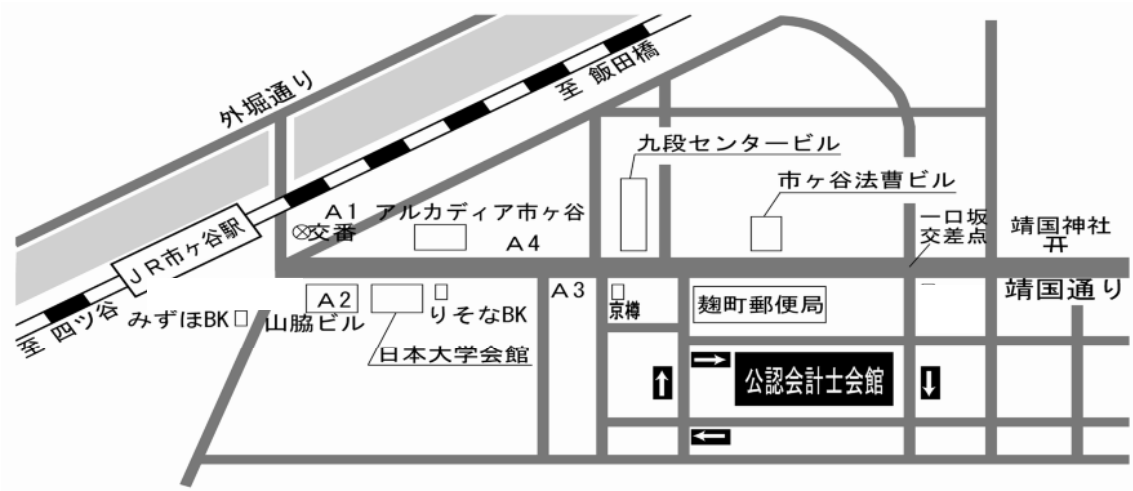

都営地下鉄　市ヶ谷駅Ａ３出口から徒歩５分
東京メトロ　市ヶ谷駅Ａ２出口から徒歩８分
ＪＲ　　市ヶ谷駅出口から徒歩８分
（都営地下鉄…新宿線、東京メトロ…有楽町線・南北線、ＪＲ…総武線）

2025 年 6 月発行

日本公認会計士協会　会員登録グループ

〒102-8264
東京都千代田区九段南 4-4-1　公認会計士会館

E-mail　kaiin@jicpa.or.jp
URL　　https://jicpa.or.jp

付　　録

理由書（様式第７号）　　…… １枚
勤務証明書（様式）　　…… １枚

日本公認会計士協会

捨印

様式第７号

年　　月　　日

日本公認会計士協会　御中

住　所

氏　名　　印

理　由　書

準会員入会申込に当たり、下記のとおり報告いたします。

記

以　上

（記載上の注意）

（1） この理由書は、準会員の入会等に関する事務細則第４条第１項第１号に該当するかどうかを審査するために用いるもので、準会員入会申込書の受付日から直近１年以内に職歴がなく、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定めのある学校等に在学していない場合（疾病その他心身の故障に起因し休職又は休学している場合を含む。）に、理由を具体的に記載して提出すること。

（2） 疾病その他心身の故障がある場合は、病名、病状の経過等についても記載すること。

年　　月　　日

日本公認会計士協会御中

事 務 所 名

代表者氏名　　㊞

勤　務　証　明　書

下記の者は当事務所の勤務者であることを証明いたします。

記

１．氏　　名

（　　年　　月　　日生）

２．採用年月日　　年　　月　　日

以　　上

（注）代表者氏名欄について

１．監査法人の場合には「代表社員」（代表制を採っていない法人にあっては社員）の文字を必ず記載してください。